

Vol.
340

令和3年1月

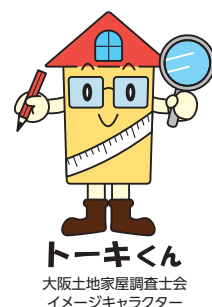
み お つ く し
標 零

土地家屋 調査士 大阪



大阪土地家屋調査士会

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号 TEL: 06-6942-3330 FAX: 06-6941-8070
e-mail otkc-3330@chosashi-osaka.jp



大阪土地家屋調査士会
大阪弁護士会

土地の境界問題でお困りの方
「境界問題相談センターおおさか」で解決できるよ!

市民
紛争当事者



合意解決

境界の専門家「土地家屋調査士」と
法律の専門家「弁護士」との
協働による紛争解決機関です。

境界問題相談センターおおさか

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約

06-6942-8750

受付／月一金 9:00～17:00(土・日・祝は除く)

※電話での相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒540-0023

大阪府中央区北新町3番5号

大阪土地家屋調査士会 会館5F

電話 (06) 6942-8750 (代表) FAX (06) 6942-8751

E-mail: soudan@chosashi-osaka.jp



4 謹賀新年

新しいwithコロナの時代に「動くべきときはしっかり動く」選択を

会 長 中林 邦友

5 新年のご挨拶

大阪法務局長 末永 雅之

7 令和3年 新年のご挨拶

公嘱協会理事長 横山幸一郎

9 レクレーション活動の課題

協同組合理事長 甲斐 健児

10 土地家屋調査士制度の発展と専門性の活用のために

政治連盟会長 吉田 栄江

11 丑年生まれの会員 今年の抱負**17 土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム**

つながる安心とひろがる未来を考える～令和時代、土地家屋調査士の使命～

19 令和2年度第一回会員研修会

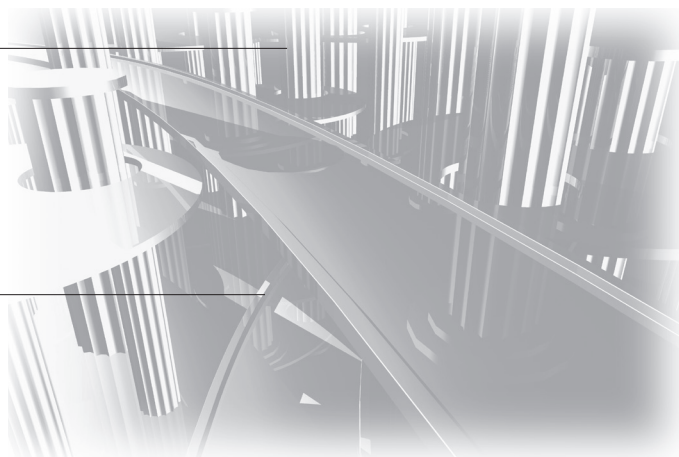
令和2年11月26日 調査士会館にて Web配信も

20 民事調停委員候補者推薦規程・電磁的会議規則・

電磁的会議準備費運用規程の制定 補助者規則の一部改正

25 政治連盟だより**26 大阪青年土地家屋調査士会だより****27 大阪公嘱協会だより 第36回定時社員総会を開催****28 会員異動****30 常任理事会・理事会****33 業務日誌****37 公嘱協会の動き**

行事予定

38 編集後記**39 訃報／おくやみ／訃報の対応／支部別会員数**

謹賀新年

新しいwithコロナの時代に 「動くべきときはしっかり動く」 選択を

会 長 中 林 邦 友



新年明けましておめでとうございます。

旧年中は会員の皆様におかれましては、本会の会務運営に多大なるご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年は春先からの新型コロナ禍に見舞われ、会員の皆様にも多大な悪影響を受けられたことと思います。

大阪会としても3月から様々な行事、会合が中止され、5月の総会も委任状提出を会員の皆様にお願ひし、少人数で会館にて行うという異例の総会となりました。当然その折に予定しておりました70周年の式典や祝賀会も中止せざるを得ませんでした。

また、70周年の記念シンポジウムも一般市民を含む多くの人達が集まるため、開催を中止し、更に会員の為に計画していた多くの他士業との業務に関する勉強会と情報交換会も延期せざるを得ませんでした。

このように土地家屋調査士制度制定70周年という年に華やかな事業は一切出来ませんでした。大阪会執行部の様々な状況を踏まえた難しい判断ということでご理解いただきたいと思います。ただ、何もせずにいた訳ではなく、通常の日々の会務運営はもちろん、様々な新たな取り組みをして参りました。

例えば、新型コロナ禍の中で、Zoomウェビナーを会に導入し、研修会等に使用できるようにしましたので今後の様々な活用が期待できます。

それから、LINEスタンプデザインコンペを実施し、デザインを一般公募することで、「土地家屋調査士」の知名度アップに寄与しました。今後はそのデザインも有効活用できればと考えています。

更に、会の仕組みを見つめ直すために、制度対策委員会を立ち上げ、将来の会の在り方を検討いただき、昨年末にその答申を受けました。そこから次年度以降の検討課題は定まりつつあります。

また、新型コロナ禍が継続しそうなことから、新たに電磁的会議規則を新設し、他にも規則・規程をじっくりと見直しました。

そして、基盤である会の財政の更なる精査も行い、新型コロナ禍の悪影響をまだまだ受け続けるであろう会員にこれ以上の金銭的負担をかけることなく、次年度以降も会の運営を行っていけるよう検討を行いました。

冒頭でも述べましたが、新型コロナ禍は未だ終息せず、我々を取り巻く不動産関連業界にもこれからも悪影響が出てくるものと思われます。

しかし、そのような状況下でも会員各位が事務所運営を維持し、活躍されるよう、また業務を通じて社会に貢献されるように、大阪会として何が出来るのかを考え実行していく年にしたいと考えています。

昨年は新型コロナ禍の中で、「動かない」選択をし、最低限の会の動きで様子見をしていた一年間でした。

今年は新しいwithコロナの時代に「動くべきときはしっかり動く」選択をしたいと思います。もちろん会長や役員のみで出来ることではなく、大阪会会員の皆の知恵や力を出し合って困難な時代の会務運営を進めていきたいと思っていますので、引き続きご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、この新しい年が、会員皆様にとってより佳き年になるよう心より祈念いたしまして、私からの年頭の挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

大阪法務局長

末 永 雅 之



明けましておめでとうございます。

大阪土地家屋調査士会及び会員の皆様には、日頃から法務行政にご理解をいただくとともに、表示の登記及び筆界特定事務の適正・円滑な遂行にご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

本年も昨年同様、よろしくお願いいたします。

振り返りますと、昨年は、社会全体が新型コロナウイルス感染症への対応に明け暮れた一年でした。年明け早々に国内で感染者が確認された後、4月には緊急事態宣言が発出されて社会経済活動が大きく制限され、5月に緊急事態宣言が解除された後も、感染者の発生状況は一進一退を繰り返し、国民には「新しい生活様式」が求められ、感染拡大防止と社会経済活動維持との両立が模索されました。東京オリンピックも延期され、九州や関東、東北などをはじめとする豪雨の被害も重なって、これまで経験したことのない厳しい一年であったと思います。一日も早く、新型コロナウイルス感染症に対する治療法が確立し、有効かつ安全なワクチンが開発されるなどして、感染状況が収束に向かうことを願うばかりです。

また、政治的にも、国内では安倍首相の突然の辞任を受けて菅内閣が発足し、米国でも大統領選挙が行われるなど、様々な変化が起きました。今月から始動する米国新政権がどのような政策を進めていくのか、それが世界経済や我が国にどのような影響を及ぼすのかは未知数であり、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大状況とその影響も含め、我が国の社会経済情勢は不透明と言わざるを得ません。

こうした状況の下でも、法務局には、不動産登記制度をはじめとした社会経済活動の基盤となる社会的インフラを確実に形成・維持することが求められており、大阪法務局においても、この国民の負託に応えるため職務に精励すべき姿勢は変わりません。

表示登記に関して言いますと、登記所備付地図作成作業の推進は、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」に「地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める」ことが明記されたほか、「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）2020」及び「成長戦略フォローアップ」においても、同様の方針が明記されるなど、引き続き、政府の重要施策として位置付けられています。大阪法務局においても、枚方市において都市部地図混乱地域における登記所備付地図作成作業（従来型）を、茨木市において大都市型の登記所備付地図作成作業を実施しています。いずれの地図作成作業も、一時は新型コロナウイルス感染症対策のために現地立会作業等を控えましたが、その後、感染拡大防止対策を取りつつ作業を進めており、おおむね順調に経過しています。

また、筆界特定制度は、発足から15年目を迎え、大阪法務局管区内においては、昨年9月末日現在までに累計で11,615件の申請がされ、うち10,824件が終了しており、申請数、終了数共に全国トップ水準の状況にあります。さらに、昨年9月29日には「土地基本法等の一部を改正する法律」が施行され、一定の要件の下で地籍調査を行う地方公共団体による筆界特定の申請が認められるなど、地籍調査、地図整備との連携が図られており、同制度に対する需要はますます高まることが予想されています。昨年は、新型コロナウイルス感染症対策のために一時現地立会作業等が従前どおり行えなかったこともあって処理期間が若干延びてしまいましたが、標準処理期間9か月以内を目指して、適正・迅速な処理に取り組んでいます。

法務局がこれらの施策を円滑に実施するためには、改正土地家屋調査士法第1条において、その使命が明記された「**不動産の表示に関する登記及び土**

地の筆界を明らかにする業務の専門家」である土地家屋調査士の皆様のご協力、土地家屋調査士会と法務局とのより一層の連携・協力が不可欠です。改めて、これまで以上のご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、大阪法務局では、かねてから皆様に登記関係オンライン申請の積極的利用をお願いしてきたところ、大阪管区内全体におきましても、年々利用率は上昇しており、多くの土地家屋調査士の皆様がオンライン申請に取り組んでいただいている状況となりました。しかし、全国的にはより大きく利用率が上昇しており、大阪のオンライン申請利用率は全法務局中で最下位にとどまっています。オンライン申請の利用は「新しい生活様式」に合致するものであり、法務局においても、オンライン申請を利用し

やすくするための環境改善にも取り組んでいますので、なお一層の利用をお願いします。

新年早々、お願いばかりとなってしまいました。が、新しい年が中林邦友会長はじめ、大阪土地家屋調査士会及び全会員の皆様にとりまして、飛躍の年となりますことを祈念いたしまして、私の年頭の挨拶といたします。



大阪法務局オンライン登記申請
利用促進イメージキャラクター
おんらいおん君

頌佳青陽

会長 中林 邦友

副会長 竹本 貞夫

副会長 芳多 正行

副会長 久保加奈子

理事 一 同

監事 一 同

顧問・相談役・参予一同

綱紀委員会委員一同

境界問題相談センター

おおさか推進委員会委員一同

各委員会委員一同

協同組合役員一同

政治連盟役員一同

事務局職員一同

令和3年 新年のご挨拶

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 横山 幸一郎



新年明けましておめでとうございます。大阪土地家屋調査士会会員の皆さまには、私ども公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対しまして、格別なご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。本年も、何卒よろしくお願い致します。

昨年は、新型コロナウイルスとの戦いの1年でした。かろうじて2月までは会議をすることができましたが、3月には開くことができなくなりました。何とかしなければと、ITに強い業務部長や広報委員と相談し、実際に私自身も試してみて、これなら使えと判断し、半ば強引に4月の常任理事会から、Zoomを利用したテレビ会議により開催し、現在まで、物理的に集まることが不可欠で、かつ、小規模な会議を除き会議はすべてテレビ会議の方法を継続しています。役員や事務局の人達も協力してくれて何とか順調に運営を続けています。

この1年で世の中は様変わりし、コロナ感染拡大による移動の困難さを克服するために、さまざまな仕事がテレワークで行われ、会議でもWebが利用されることが、ごく普通になりました。もし、10年前にコロナに襲われていたら、先進的な企業等は別として一般の人達は、テレワークもテレビ会議も利用することができずに、経済的には今以上の大打撃を受けていたことでしょう。

新型コロナウイルスは、無症状な人からも感染するという特性があることから、コロナを気にせず社会活動を行えるようになるのは、かなり先のことになると思います。すぐにもワクチンができそうな報道もありますが、一方で、抗体の効果が漸減するとの報告もされています。インフルエンザの場合、ワクチンを接種してもインフルエンザに懸かけたり、副作用の問題もあり、同様のことがコロナワクチンでも考えられます。afterコロナではなくwithコロナの時代が当分続くと思います。

一方で、テレビ会議の良いところもありました。会議開始直前まで仕事ができる。移動の時間を考慮せずに日程を組める。また、急な会議を開く際も日程調整がし易くなっています。将来、リアルな会議を行えるようになって、移動の時間がなくて会議の場に参加できない人でも、Web経由での出席が可能になります。

さらに、コロナとの関連では、法第14条第1項地図作成作業は立会の遅れから、令和元年度に契約した納期が2月末から3月末に延長されました。同業務の担当社員は、困難な中でも期限に納めるべく一生懸命取り組んでいます。

去る10月26日、日調連主催、全調政連と全公連の共催で開催された、土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム「つながる安心とひろがる未来を考える～令和時代、土地家屋調査士の使命～」は、コロナ禍で開催が危ぶまれましたが、席の間隔をあけ、入場時に体温を計り、参加者に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)のインストールを要請するなどの対策の上で、全国から多くの人々が参加し、土地家屋調査士法第1条に掲げられた「筆界を明らかにする業務の専門家」たることが土地家屋調査士の使命であることを世に知らしめました。困難な状況下で最大限の成果を上げたものと、関係各位のご努力に敬意と感謝を申し上げます。

さて、今年は、昨年行いたくても出来なかった施策や行事を如何に執行していくかが、課題となります。当協会は、従来からの法64条業務や地図整備等に加えて、明示補助業務にも力を注ぐとともに、公益事業として毎年6月に開催していた講演会が昨年は中止せざるを得なかったため、今年は何としても工夫をして開催して参りたいと考えています。

ところで、国からの発注のほとんどが一般競争入札になっていますが、当協会は、従来から確固たる信念を持って、随意契約が委任契約である土地家屋

調査士業務の本来の姿であるとの旗を掲げ続けており、現実には昨年度も法務局発注の14条1項地図作成作業（この業務は、委任契約ではなく請負契約）を除く業務のほとんどを随意契約で獲得しています。官公署の中には、行き過ぎた低価格入札によって生じる不具合により、公共事業が遅れたり、安くなるはずの入札がかえって高くつく事態も起こっています。このため、一般競争入札を行っている官公署に対しても、当協会に随意契約で発注する有用性を訴え、14条1項地図作成を除いた一般の64条業務も例年並みの金額を維持しています。未入会の会員の皆さんには、是非とも入会をお願い致します。

最後になりましたが、この一年が皆さまにとりまして希望に満ちた年になりますよう、心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



慶雲昌光

大阪土地家屋調査士会

支部長会

北 中島 公司

(支部長会議議長)

大阪城 西田 修尋

(支部長会議副議長)

北河内 北川 貞司

(会計)

中央 延山 奎柄

中河内 米山 太一郎

北摂 黒田 聡

堺 深井 邦仁

泉州 橘 泰弘

レクリエーション活動の課題

大阪土地家屋調査士協同組合

理事長 甲斐健児



明けましておめでとうございます。

会員・組合員の皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

平素は、当組合活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスが世の話題を独占してきましたが、「新型コロナウイルス」という言葉がニュースに登場したのは、まだ正月気分も抜けきらない1月の初旬だったと記憶しています。中国武漢で発生した正体不明の肺炎はその時点では人から人への感染は未だ確認されておらず、このあとこのウイルスが世界中に広がることを予見できた人は少なかったのではないのでしょうか。

そしてこの新型コロナウイルスの影響で3月24日には国家プロジェクトである、東京オリンピック・パラリンピックの延期が決まり、4月7日に政府の緊急事態宣言が出されたのを皮切りに、経済活動を含め様々な行事・祭り・イベント等が自粛ムードへと突入していきました。

当組合も例外ではなく、毎年恒例のレクリエーションを中止せざるを得ませんでした。「土地家屋調査士制度制定70周年」の節目の年であり、大阪土地家屋調査士会のご協力のもと、日帰りのバス旅行の開催を予定していましたが、残念ながら実現することができませんでした。

集団感染防止のために避けるべきとされる密閉・密集・密接の「三密」ですが、つい先日まで我々人間社会は一貫して「密」を目指し、集い、交流する

ことが国際協調につながり、世界経済の発展の原動力になってきました。

「三密」は私たちにとって必要とされている関係性です。私たちは日常的に笑い、囁き、励まし合い、認め合い、つらい時には肩を寄せ合うことでお互いの関係性を築いてきましたが、それを禁じられてしまうとながりを失い、孤立し、心の健康が保たれなくなってしまいます。

そんな中、昨年の夏から始まったGo Toトラベルですが、秋の行楽シーズンになるとこの制度を利用した人達でメジャーな観光地や温泉地は観光客で賑わいましたが、一方で人の移動が盛んになったことで、感染者が急増し時には北海道の1日の感染者が東京の感染者を上回ったこともありました。

しかし、旅に出かけるということは、日常を飛び出し、日頃の不安や心配事から離れられ、ストレスの緩和にもなると言われています。また、他者と一緒に旅をし、旅先で同じ体験をすることは幸福感を得やすく、他者とのつながりを強く感じるができるそうです。

協同組合も人の集まりであり、人と人との交流を推し進めつつ「密」を避けることが運営の基本策です。いかに「密」を避けながら、関係性を保ち心でつながるレクリエーション活動や福利厚生活動を創意工夫し実施することは、大変難しい課題でもありますが、意義のあることだと確信しています。



土地家屋調査士制度の発展と 専門性の活用のために

大阪土地家屋調査士政治連盟

会 長 吉 田 栄 江



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により、行事や会議等、多くの人が集まる場面で中止を余儀なくされました。また、土地家屋調査士の業務に必要な、対面で話す機会が大きく減り、皆様方におかれましても対応に苦慮する場面が多くあったのではないかと思います。大調政連におきましても、政党との勉強会や本会、近畿ブロックの政治連盟との意見交換会等、いろいろな活動が十分にはできませんでした。しかし、そのような状態でも、各政党との政策要望懇談会は例年通り行われ、狭あい道路の整備・促進に向けた活動や地籍調査事業における土地家屋調査士の活用等、土地家屋調査士の専門性の活用を図る要望を出し、意見交換を行うことができました。

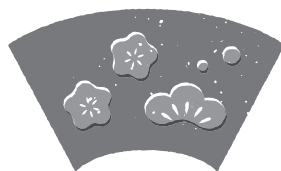
また、昨年は土地家屋調査士制度制定70周年の年であり、日本土地家屋調査士会連合会、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会が協力し合い、その記念シンポジウムが10月26日に東京で開催されました。計画時は当時の菅官房長官が基調講演を行う予定でしたが、皆様ご存じの通り、総理大臣となられたため、内閣総理大臣補佐官の和泉洋人氏が「防災・減災・国土強靱化!! ～まちづくりにおける土地家屋調査士の役割～」というテーマで講演されました。

今年もまだまだ新型コロナウイルスの影響は続きますが、ソーシャルディスタンスを保ちながら、できる活動を続けていきます。

①土地家屋調査士制度の充実・発展を図る政治活動
②狭あい道路の整備・促進に向けた活動や地籍調査事業における土地家屋調査士の活用等、土地家屋調査士の専門性の活用を図る政治活動

③土地家屋調査士業務の円滑な推進を図る活動 等、全国土地家屋調査士政治連盟と連携しながら土地家屋調査士制度の発展のため、また、災害の多い日本において土地家屋調査士の役割をはたすための法整備にむけて今後も活動を続けていきます。今年度は本会や公嘱協会からのご意見を頂戴して、政党への政策要望や予算要望に生かしていきたいと思っています。

最後になりましたが、大阪土地家屋調査士会会員の皆様のなお一層のご健康とご活躍を祈念して、新年のご挨拶といたします。今後も政治連盟の活動を温かくご支援頂きますよう何卒宜しくお願い致します。





年生まれの会員

今年の抱負

令和3年1月 あけましておめでとうございます。
昨年は世界規模のコロナ禍によって非常に混乱した年となりました。おそらく昨年末も大変忙しかったであろうかと思いますが、会員の皆様におかれましては、心身ともに健やかな年越しとなりましたでしょうか。

さて本年は丑年でございます。丑年生まれの方は、忍耐強さと我慢強さを兼ね備えていると言われていきます。昨年のコロナ禍の中でも辛抱強く耐えられたことでしょう。

スロースタータータイプで努力が実を結ぶまで時間がかかることも多いみたいですが、諦めることを知らない性格で、努力をひたすら続ける勤勉さで、晩年に才能が開花する方が多い大器晩成型でコツコツ頑張る堅実家とのことです。

また一方ではプライドが高く、負けず嫌いという面もあり、辛抱強い性格のせいで表には出ませんが、心の奥底には強い自信を秘めており、一度こうだと決めたらテコでも動かない気性の持ち主でもあるそうです。ちょっとやそっとでは怒りませんが、もし怒りの沸点に達し爆発した時は手が付けられなくなります。普段我慢ばかりしている分、全て吐き出すまで止まらないようです。ストレスを溜めすぎずにすこしずつ解消していくのも良いかもしれません。

さてそんな性格をお持ち（であるかも）の今年の干支である『丑』の年男の中から各支部ひとり寄稿いただき、今年の抱負を語っていただきました。同じ年男であっても年代によってもさまざまな振り返りや抱負がありますので、そういった違いもお楽しみください。

（社会事業部広報担当副部長・今村健太郎）



出会いに感謝して業務に励む

北支部
塚田 徹



新年あけましておめでとうございます。

私は昭和60年生まれです。今年で3回目の年男となりました。

昨年は新型コロナウイルスの影響を受け、今まで経験したことのない一年となりました。

私は登録して今年で節目の10年となります。知識経験不足の私がこれまで業務を行ってこられたことは、支部本会でお世話になった先生方のおかげであると常々思っております。

現在では本会の理事を拝命しておりますが、登録当初は会務に携わる気は一切ありませんでした。25歳で登録した私にとっては一回り以上年上の先生方の中に飛び込むことにはなかなか気が進むことではありませんでした。

そんな私が初めて会務に携わるきっかけとなったのは、ある先生に事務所まで来ていただき、支部幹事に誘っていただいたことでした。そこまでしていただいたのにもかかわらず、お断りすることはできないのでその日から支部の幹事となりました。

今となってはきっかけを作っていただいたその先生には今でもたいへん感謝しております。

支部、本会での会務は会員が土地家屋調査士業務を行うため必ず誰かがやらなければなりません。

登録され間もない先生方も積極的に参加して知識を深め、横の繋がりを作ってほしいと思っております。

最後に私事ではありますが、昨年結婚し、春には第一子が誕生します。なにかと物入りになりますので、これまで以上に業務に励むこと。

昨年のステイホーム期間で増えた体重を落とす。

今年は以上のことを目標にしていきたいと思います。



横のつながりを大切に学びを深める

中央支部
金光 豊



新年明けましておめでとうございます。

普段、干支について年末と年始以外あまり気にしませんが、今年は36歳、年男ということで改めて干支、丑年というものを意識します。

今年の抱負、まずは業務についてですが、今年は土地家屋調査士業務についてもっと学び、力をいれていきたいと思っております。そして同業の先生方ともっとかかわりたいと思います。

今年で登録して4年になります。試験の合格は平成25年だったのですがそれから独立する平成29年までは補助者として勤務しておりました。私は司法

書士と行政書士の兼業なので独立当初はそこまで土地家屋調査士業務を扱っていませんでしたが、昨年から土地の測量も着手しました。久しぶりの測量で改めて土地家屋調査士業務の大変さを思い出しましたが同時に業務の楽しさ、数多くの方のお役にたっていることを実感しました。自分ではまだまだ分からないことが多く、周りの先生方に色々お世話になっておりますがより一層横の先生方のつながりを増やして学ばせていただきたいと思います。

昨年のコロナで世の中は様変わりし、お客様との打ち合わせもオンラインの打ち合わせが増えました。今後の土地家屋調査士業務にも色々影響がでるかと思いますが変化に常に対応してお客様に最善を尽くせるようにしたいです。

2つ目にプライベートについてですが、今年は結婚生活を頑張りたいです。昨年入籍して今年結婚式をします。コロナでどうなるかと思ひながら色々準備しております。まだ一緒に住んでいないので実感があまり湧きませんが家族を養えるように仕事をもっと励まないといけないと思っております。

開業の思い出と共に

大阪城支部
佐古 富雄



今年で、土地家屋調査士を開業して四七年あつと言う間に過ぎ去ってしまった。

開業当時の備品はトランシットとテープ、算盤、真数表の本、暫くしてカシオ f x 10 の関数電卓（当時は数万円程で高かったのを覚えている。今も時々電池を入れて動くことを確認している）を買い、黒電話、製図台、車（マークⅡの中古）、当然クーラ無し、家賃は一万八千円のボロ事務所。

場所は本局建て替え中の仮庁舎の前（前の西出張所）、測量助手は高校時代の同級生、父親の空いた時間、祖父の空いた時間、留守番は母親、妹。一家総出で仕事をこなし一番充実していた時期で楽しい思い出が蘇ってくる。

土曜日は半ドン、何年かして隔週休みその後週休二日となりとても嬉しかった。

開業して初めて建物表示登記を大阪法務局江戸堀出張所（当時一段高いところで下を見下ろすように執務していた）に申請し、登記済みを取りに行くと、補正がついていたので直そうとすると「本職呼んでこい」とえらい剣幕、そこで水戸黄門宜しく会員証を提示し事なきを得、その担当者と仲良くなり少し無理も利いてもらった。

夏の暑い日、その担当者は上半身はワイシャツを着ているが、下半身はステテコ姿でバケツの中の水に足を突っ込んで涼しい顔で仕事をされていた。

官庁にクーラー無く、当事務所も無しそれが当たり前の時代であった。

本局が完成しそれと同時に引っ越し、踏ん張ってクーラーを、続いてトランシットの上に載せる大きな双眼鏡みたいな光波測量器（レッドワン）を導入、信頼性がなかったので暫く測量する都度必ずテープで確認していた。シャープのコンピューター、プリンターを導入し経費が掛かり大変だった。

プリンター一台が百万円位で目が飛び出、分筆線は一直線にならずそれでも法務局はOKとはいえ高すぎた。

何とか時代に取り残されることなく今日までがんばってこられたのも、家族、相方にも恵まれたからである。

生まれ変わって何の職業に就きたいか聞かれたら勿論蒸気機関車の運転手（気動車の運転士は十年程趣味で経験している）。

最近、高齢者の運転中の事故が絶えず当職も高齢者の仲間に入り、運転免許証は後期高齢者になれば返納する予定です。

それまであと数年がんばりたいと思っています。

最後に、大坂三郷の町並み、島之内辺りの碁盤の目のような街区、誰が設計し施工したのか又そこから民有図へとどうやって発展していったのか管見の限りよくわからない。

何とか調べたい気力でいっぱい今日この頃です。



チャレンジの一年

中河内支部
安岐 正則



新年あけましておめでとうございます。

5回目の年男を迎える私の元へ「丑年の今年の抱負」をテーマとした寄稿の依頼が入った時には「本当に？」と、驚いたものです。

と言いますのも、お恥ずかしい話ですが、新年を迎えたと言いましても、今までは特に目標を立てることもなく、それよりも、ただひたすら毎日を走り続けることに一生懸命だったからです。ですが、折角の機会をいただいたので少しチャレンジしてみようと思います。

私が調査士会に登録したのは平成5年のことでした。当時はバブル崩壊後だったこともあり「これ以上、景気が落ちることはないだろう。」と予想し開

業しました。そして今年で28年目になります。が、皆さんの中にも頷かれる方が多いかと思いますが、残念ながら景気が回復することはないまま、去年には新型コロナウイルスで自粛制限等も加わり業務だけでなく、生活全てが今までの日常とは異なることとなってしまいました。

そんな毎日の中、私は今月還暦を迎えます。まだまだ人生半ばで、私自身としては今後も土地家屋調査士として現役を続ける所存です。

ただ体は正直なもので少しハードな現場作業から帰ると疲れてそのまま帰宅することもあります。ですが、諸先輩方がまだまだ元気に現役として活躍されている姿を励みに、今後も邁進して参ります。

前段が長くなりましたが、今年ひいては今後の抱負としまして

1. 健康面から体力・筋力は維持しつつ、長年の課題でもある体重の減量を目指すこと
2. 休日は仕事から全く離れて過ごすこと

この2つを主軸に掲げようと思います。

最後になりましたが、本年も会員・ご家族・事務所職員皆様のご健勝でご多幸でありますよう心からお祈り申し上げます。

10年目、先輩から得たものを若い世代へ

北河内支部
平尾 正



新年明けましておめでとうございます。

今年は私自身が調査士登録をして10年目を迎えることとなりました。過去を振り返りますと、他業種から土地家屋調査士業界に転身したこともあり登録して間もない頃は、業務を行う上で悩む事や不安な事、また、調査士としての経験不足もあり多々困難な事に直面しました。そんな時に土地家屋調査士に登録することによって新たに知り合うことのできた人たちの協力によって何とか克服することが出来ました。そう思い返しますと自分にとっての財産は、そのような中で知り合うことのできた人たちです。

特に諸先輩方には、仕事について遊びについて大変お世話になりました。10年目を迎えたこともあり同支部には若い先生方も入会しておりますので、今度は私自身が経験させてもらった事を自分でもできるようにしていきたいと思います。

今年の抱負といたしまして幾つか思うところがあります。一つ目は、本会および支部の研修を通じて得られた知識を身につけ、今まで以上に誠実に業務を行っていけるようになること。二つ目は、家族を大切にすること。昨年はコロナ禍の影響もあり自宅で家族とともに過ごす時間が増えましたが外出する機会が減りました。いつも協力してもらっている家族とともに、ウイルス対策に気を付けながら外での楽しい思い出をたくさん作りたいと思います。三つ目は、最近始めたゴルフが上達すること。良いスコアを出そうと日々練習場に通っておりますが、なかなか上達しません。現場作業中にも感じるのですが体力の衰えを痛感しております。今年は健康に気を付けながら基礎体力の向上を図っていききたいと思います。以上をもって、私の今年の抱負とさせていただきます。

還暦・テーマ色赤

北摂支部
田栗 俊二



新年明けましておめでとうございます。除夜の鐘が響く頃に還暦を迎えました。誕生日が元旦1月1日なのです。正月早々に赤いチャンチャンコを着て、酒とお節料理・餅を食べて、のんびり新年を迎えました。

去年はコロナウイルスの影響で皆様方も、大変だったと思います。御疲れ様です。

今年は一機展開に向けてがんばりましょう。

さて長寿の祝いにはそれぞれの年齢によってテーマ色が異なるみたいです。

還暦（60歳）は赤色（魔除けの意味）（赤ちゃんに還る）

古希（70歳）・喜寿（77歳）は紫色（高位を表す色）
傘寿（80歳）・米寿（88歳）は金茶色・黄色（意味不明）

卒寿（90歳）紫色（意味不明）

白寿（99歳）白色（意味不明）

百寿（100歳）桃色・ピンク色（意味不明）とそれぞれの、長寿に色のテーマがあるなんて知らなかったけど、それよりも自分が還暦の年になるなんて…。自分自身が20歳の時代は、60歳までなら、まだ40年間・80歳ならまだ60年間、楽しいことが沢山出

来るぞ。30歳の時代は、60歳までなら、まだ半分しか人生を過ごしていないと、取引先の御客様と新地・南心斎橋と毎晩飲んでいたのに。

2年前に、大阪の南港で、工作中に突然めまいに襲われ、動くことが出来ず人生で初めて、一人で救急車を呼びました。家族にも連絡でき、大阪市内の病院に行く羽目になりましたが、その時は不明で、色々と数多くの病院で検査しましたが、MRの結果で、首の脊髄の間隔が狭くなっているのが原因と解り、健康が一番と悟り、それからタバコを止め、多少なりに、散歩が日課になりました。

この世界（土地家屋調査士業務）に入ったのが20歳頃。訳も解らない作業、セオドライトのトランシット・張力測りとテープ・パソコンの無い世界、野帳をコピーし、手作業による座標化・プロット・トレース、いつ帰れるか分からない作業量。今は、なんと良い世界になっていることか。パソコン・光波・CADがある。

でも変わらない物が現在でも続いているのがある。それは側溝・石積にかすかに残っている赤ペンキ。

これを基本にするとその当時の地積測量図の解析が明らかに判明できることが多く、補助者たちに教えることが出来る。

還暦の赤。何か縁があると想像してしまうけど（筆界線の誕生）。

現在還暦60歳、古希まであと10年、傘寿まで20年と残りの人生を楽しく過ごそうと思うけど、めまいの恐怖心は未だ残っており、メンタルを鍛えなおす機会と思っています。自分の作成した地積測量図を数多く法務局に備付けられるように、現場にて活動したいと今年も頑張っていく次第です。

丑年の今年の抱負

堺支部
坂田 兼則



1949年4月2日午前4：00、私の生まれた日時です。

今から72年前、同じ学年では最も早いのではないかと思います。

土地家屋調査士は、私の父坂田健一が昭和36年に開業し（資格は昭和27年ごろ頂いたようです）、私も中学生のころから父の手伝いをしていました。当時の昭和40年ごろの測量は、トランシットと平板で測量し、事務所で手計算し手描きで図面を描いていました。当然計算機も無く図化機も無い時代です。

初めてトランシットを使わせてもらった現場が、河川敷の土手の傾斜地に設置するものでした。何も教えてもらえず、設置するのに30分近くかかりました。

それから55年あまり、今では現場下調べや立会いにこそ行っておりますが、測量器械は使わせてもらえません。

若い人に言わせれば、私の体力的なものや視力の衰えと老化による器械のボタンの押し間違い等により、間違っただけで困るとの配慮らしいのですが、その他の作業（パソコンでの計算や図面作成）は今でもしております。

しかし丑年6回目を迎えた今年、目の衰え（老眼）や、体のあちこちの痛み（特に膝と腰）に加え、物忘れが多くなり多少なりとも調査士としての年齢的・体力的な限界を感じております。

それでも、最近は支部役員の方の相談を受けたり、若い調査士の皆様から相談を受けることが多く

なって、私もそうした年齢・立場になっているのだと思い、今の立ち位置に感謝しております。

今まで諸先輩によって育てていただき調査士としてやってこれましたが、今年からより一層私も調査士業で生活できるよう努力し、又今までお世話になった先人への恩返し（倍返し）ではありませんが、これからの土地家屋調査士業が、弁護士にも勝る資格業として人々の役に立ち、又調査士の生活も成り立つような職業になるよう、少しでも役に立つよう努力して参りたいと思います。

変化したこと、変わらないもの

泉州支部
谷 英史



新年あけましておめでとうございます。

平成13年に土地家屋調査士登録をしましたので、おかげさまで今年20周年を迎えることになりました。

この20年でインターネットの環境が整い仕事の仕方がかなり変わりました。

私は20数年前この仕事に就くまでは、CD、ゲーム、本の販売、レンタルビデオ（当時はDVDではなくビデオでした）の店舗を経営している会社で働いていました。

その業界も、この10年位で急激に変化し、音楽、映像、ゲーム、本などはダウンロードで購入する時代になり、店舗に行くことなく商品が手に入るようになりました。

私自身もそうですが、最近ではみなさんも店舗に行くよりダウンロードや通信販売で買う機会が増えているのではないのでしょうか。CD屋、本屋、レンタルビデオ屋はどんどん店舗が減っていています。転職していなければ今頃リストラにあっていたかもしれません。

一方、土地家屋調査士の仕事は、法務局に関わる部分ではオンラインで随分変わりました。音楽、映像と同じように登記簿、図面等の情報はダウンロー

ド出来るようになり、法務局に行かなくてもよくなりました。また、法務局もどんどん合併されて減りました。

しかしそれとは対照的に、現場ではこの20年ずっと変わらず、草刈る、穴掘る、コンクリートこねる、測る、三脚担いで歩き回るなど同じことをしている気がします。劇的に変わったことといえば空調服が発明されたことぐらい。

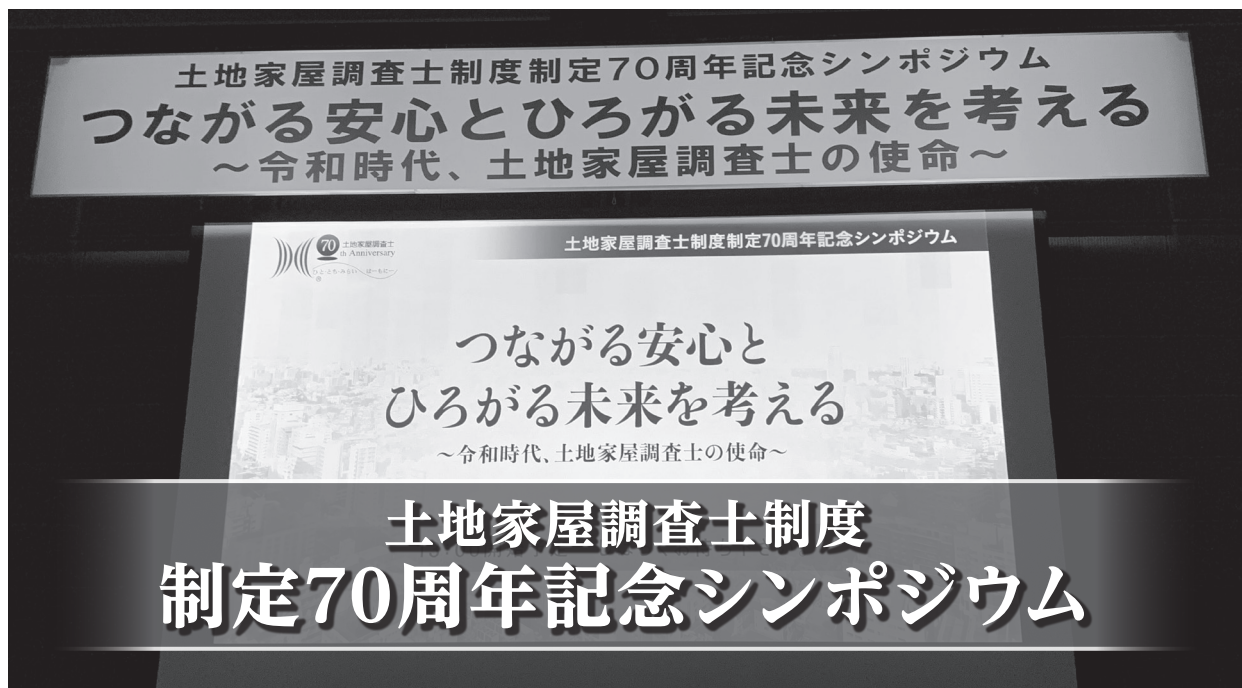
便利な道具が増え効率はよくなるかもしれませんが、現場がある限り土地家屋調査士の仕事はなくなることはないと思います。

まだしばらくの間は仕事を失うことなく家族を養うことが出来そうです。なんとか30周年を迎えることが出来ればと思います。

最後に、お題が「今年の抱負」ということですが、昨年からのコロナ禍によって総会や多くの事業が中止になってしまいました。外に出ればほとんどの人がマスクを着けて歩いています。こんな状況が訪れるとは昨年の初めには想像していませんでした。

抱負というか願いですが、一日でも早くこのコロナ禍が終息し、マスクを外してみなさんにお会い出来る日が戻ってくればと思います。





令和2年10月26日（月）は、一年程前から予定を空けていました。場所は、東京都千代田区 東京国際フォーラム ホールB、日本土地家屋調査士会連合会が行う制度制定70周年記念シンポジウムに参加する為です。コロナが無ければ大阪会も大勢での参加となっていたでしょう。しかし、今回は中林会長と久保副会長と社会事業部長の森脇だけが、本会からの参加者です。同時中継にて配信もあるとのことなので、できるだけ多くの方に見てもらえればと思いながら、ソーシャルディスタンスをとりながら会場のほぼ真ん中に座席を確保しました。

定刻の13時に日本土地家屋調査士会連合会の小野伸秋副会長が『つながる安心とひろがる未来を考える～令和時代、土地家屋調査士の使命～』のシンポジウムのタイトルコールをすると共に、使命の明確化や国民の安心・安全、制度の未来を考える機会となるように、このシンポジウムを開催すると言われました。

次に主催者挨拶として國吉正和日調連会長が『今、土地家屋調査士は何をなすべきか！』の演題で話されました。「我われ土地家屋調査士の業務形態の変革に向けて、意識と行動を変える時期を迎えている」と、確かにみんな薄々気づいていることです。バブル経済の恩恵を受けていない年代がリーダーシップを取る世代になり、補助者の時に聞いていた“独立するだけで儲かる神話”も夢物語となり、社会情勢が大きく変容した中で、今回のコロナのよ

うな疫病や自然災害、異常気象、そして人口減少と高齢化社会、社会インフラの老朽化などの社会問題が山積している現代において、我われ資格者が生き残る術に気づき、成すべきことは、空き家と所有者不明問題、防災・減災とまちづくりへの貢献であると話されました。

その後、寺田逸郎氏（前最高裁判所長官）による記念講演『揺れ動く時代における専門家』を行っていただき、次に『法改正！土地家屋調査士の使命』として、倉吉敬氏（中央更正保護審査会委員長・元東京高等裁判所長官）と國吉正和氏（日調連会長）、コーディネーターとして鈴木泰介氏（日調連副会長）が討論を行いました。基調講演では、『防災・減災・国土強靱化!!～まちづくりにおける土地家屋調査士の役割～』として、和泉洋人氏（内閣総理大臣補佐官）にお忙しいなか、お越しいただきました。講演依頼時は菅官房長官が基調講演をすることで話題となっていました。この時には総理大臣に就任されており、そして菅総理大臣の所信表明演説の日でもありました。続いて『狭あい道路整備促進の必要性について』の意見発表では、宿本尚吾氏（国土交通省住宅局市街地建築課長）、田口富隆氏（岡崎市建築部次長）、米澤寛氏（土地家屋調査士）の3名が実際に行ってこられた事業について発表されました。続いては参議院議員であり土地家屋調査士でもある豊田俊郎氏によりまして『法制定！狭あい道路整備促進の可能性について』の演題で、時間いっ

ばいを使って熱くお話をしていただきました。そして國吉正和日調連会長による『土地家屋調査士70年宣言』として本日のシンポジウムを締め、最後に椎名勤氏（全国土地家屋調査士政治連盟会長）による閉会の辞により、土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムは閉会となりました。

今回のシンポジウムを振り返りまして、色々勉強になることが多くありました。制度が出来て70年、「使命規定」となった法改正の意義とは、我われ調査士においては空き家や所有者不明土地問題、司法書士では相続登記未了の解決のためであると寺田氏は言うてくれました。そして、國吉会長からは、これからは調査士がもっと期待されてもっと

注目される時代がくる、専門性（家）の時代が来るので、それに見合った資質や能力の向上も必要だと言われました。

最後に、私個人的に印象的だったのは、寺田氏が仰られた言葉で「一番専門家として心得るべきこととして、私人への専門的なサポートと各専門家への連携（公への連携）を出来る者がプロ（本物）である」とのお話でした。専門家でありプロであることの重要性を再確認させていただきました。約5時間のプログラムで大変刺激をもらいましたので、大阪会の今後の会務や、制度発展に活かしていきたいと思います。

（社会事業部長・森脇英明）



土地家屋調査士倫理綱領（第43回・日調連総会制定）

1. 使命 不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正 品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽 専門分野の知識と技術の向上を図る。

令和2年度 第一回会員研修会

令和2年11月26日 調査士会館にて

Web
配信も



令和2年11月26日木曜日、令和2年度第一回会員研修会が開催されました。例年とは異なり今年はコロナ禍の中の開催であったので、ウェブを中心としながら調査士会館でも十分なコロナ対策が取られた上で行われました。

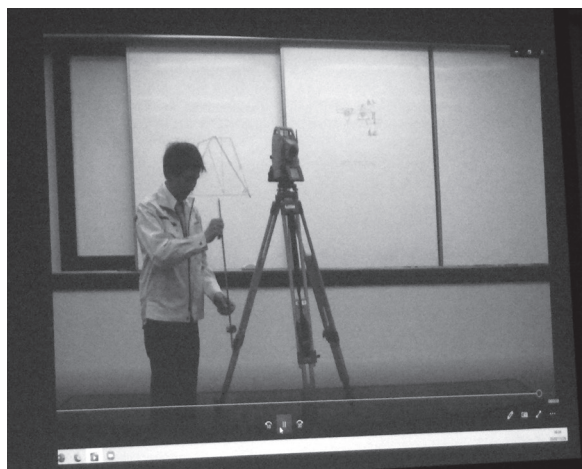
定刻16:00に業務研修部森口理事司会のもと、研修会が開始され、始めに中林会長から本年のコロナ禍による本研修の説明、また大阪会ではこの様にウェブ配信の設備を整えていることについてのお話がありました。また竹本副会長からは、日ごろ測量機の据え付けを会員の皆様が行っていることと思いますが、今一度再確認をすることで業務の効率化を図ることができるのではといったお話をいただき、研修は始まりました。

業務研修部森次理事が実際に測量機を据え付ける映像が映し出され、最初は平地にて据え付ける場合、続いて傾斜地で据え付ける場合と2度行われました。調査士会館では、来館されている会員の先生方が自分の据え付け方と比較をし、効率的な方法を再確認することができ有意義な時を過ごしておられる様子でした。ウェブで受講されている先生方もきっと事務所で同様に過ごしていただけたと思います。

閉会の挨拶の時に、会館で受講されていた会員から新しい試みであるウェブ配信についてのご質問があり、濱口業務研修部長がご返答をされていました。

本年度は、コロナ禍の中、会員研修会が開催されるのか心配でしたが、業務研修部によるご準備、また大阪会がこのようなウェブ配信設備を整えることができたこと、さらには会員の皆様のご協力により開催ができたものと思います。非常に元気の出る研修会を有難うございました。

(社会事業部理事・森留禎雄)



森次理事による測量機の据え付け実践

民事調停委員候補者推薦規程・電磁的会議規則・ 電磁的会議準備費運用規程の制定

補助者規則の一部改正

令和2年9月16日(水)の第2回理事会で民事調停委員候補者推薦規程及び電磁的会議規則が設置されました。
また、令和2年11月18日(水)の第3回理事会で補助者規則の一部及び電磁的会議規則の一部が改正、電磁的
会議準備費運用規程が設置され、それぞれの期日から施行されました。

大阪土地家屋調査士会 民事調停委員候補者推薦規程

(目的)

第1条 この規程は、裁判所から民事調停委員候補者の推薦依頼があった場合の被推薦会員選考について定めるものである。

(新任候補者の推薦)

第2条 会長は、裁判所から民事調停委員候補者の推薦依頼があった場合、業務経験10年以上、ADRに関する研修を30時間以上受講した会員の中から、適任者を選考する。

第3条 会長は、前項の選考にあたり、境界問題相談センターおおさか推進委員会委員長、筆界特定制度推進委員会委員長の意見を聴くことができる。

第4条 会長は、第2条により選考した会員を、理事会の決議を経た上で、候補者として当該裁判所に推薦する。

(再任候補者の推薦)

第5条 会長は、既に本会の推薦を受けて民事調停委員となっている会員が、再任を希望する場合、当該会員を再度推薦することができる。

第6条 前条の推薦については、同一会員に対して、2回までとする。

第7条 会長は、第5条の推薦にあたっては、担当事件数や研修会の参加について調査し、推薦の可否を判断する。

第8条 会長は、第5条により再任の推薦を決定した場合、理事会で報告をするものとする。

(被推薦者の責務)

第9条 会長からの推薦を受け、民事調停委員に任命された会員は、本会並びに裁判所の研修会に積極的に参加し、土地家屋調査士並びに民事調停委員としての知見を高めるよう、努力しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年9月16日から施行する。

大阪土地家屋調査士会 電磁的会議規則

(目的)

第1条 この規則は、本会の役員会又は委員会が、会務のために電磁的会議を開催する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 電磁的会議とは、インターネット等の通信手段を用いて、隔地に所在する会議構成員が、同時に電磁的文書・映像及び音声を交通して行う会議をいうものとする。

(会議の開催要件)

第3条 本会の役員会又は各種委員会の長は、それぞれ主宰する会議をやむを得ず電磁的会議により開催する必要があると判断したときは、当該会議を電磁的会議により開催することができる。

2 所管する部がある委員会の長が、その主宰する委員会をやむを得ず電磁的会議により開催するときは、事前に当該委員会を所管する部の部長の同意を得ることを要する。

3 所管する部がない委員会の長が、その主宰する委員会をやむを得ず電磁的会議により開催するときは、事前に会長に報告するものとする。

(個人情報の取扱い・守秘義務)

第4条 電磁的会議の主宰者及び参加者は、電磁的会議における個人情報の取扱い・守秘義務においては、各種法令、本会会則・規則・規程に抵触しないよう、充分注意する。

(会議の成立要件と効力)

第5条 電磁的会議における会議成立要件及び付議事項の議決要件は、会議構成員が一か所に会合同して行う会議（以下「会合同して行う会議」という）の会則上の要件と同一とする。

2 電磁的会議における報告事項、協議事項及び審議事項等の結果又は決議事項等は、会合同して行う会議の会則上の効力と同一の効力を有する。

(会議記録の作成・保存)

第6条 役員会又は委員会が電磁的会議を開催した場合、会議記録の作成・保存義務は会合同して行う会議と同一とする。

(会議準備費)

第7条 この規則に定める電磁的会議を行う場合、その参加者には、別に定める電磁的会議準備費運用規程に基づき会議準備費を支給する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の議決を要する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年9月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則第7条の新設及び第8条の改正は、令和2年11月18日から施行する。

大阪土地家屋調査士会 電磁的会議準備費運用規程

(目的)

第1条 本規程は、大阪土地家屋調査士会 電磁的会議規則第7条に定める会議準備費の支給について定めるものとする。

(支給額)

第2条 役員会又は各種委員会の構成員が電磁的会議に参加し、その参加が1回1時間を超えた場合、会議準備費として金2,000円を支給する。ただし、同日に2回以上電磁的会議が開催された場合でも会議準備費は1回分のみ支給する。

2 電磁的会議に参加するため、本会又は指定された会場に出向した場合は、本規程によらず本会旅費規則を準用して交通費を支給する。電磁的会議と旅費規則第7条に該当する会議が同日に開催され、双方の会議に参加した場合、本規程は適用せず本会旅費規則のみ適用する。

(請求)

第3条 会議準備費の請求は、別紙電磁的会議報告書を会議終了後、速やかに事務局に提出することをもって代える。当該報告書は当該電磁的会議の主宰者、議長又は委員会の委員長が提出する。ただし、電磁的会議に事務局担当者が参加している場合は当該担当者が提出することができる。

(支給時期)

第4条 会議準備費の支給は半期ごとに集計して支給するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年11月18日から施行する。

別紙

電磁的会議報告書				
報告日	年 月 日		報告者名	
会議名				
責任者役職			責任者名	
会議日時	年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分			
1時間以上の会議の参加者氏名（多い場合は別紙に記載）				
氏名				
会議の目的又は主題 1. 2. 3.				
報告・協議・審議事項の要旨 1. 2. 3.				
決議・決定事項 1. 2. 3.				

大阪土地家屋調査士会 補助者規則 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(補助者の届出) 第3条 会員は、補助者を置こうとするときは、<u>届出書2部</u>（第1号様式）に写真2葉（提出前3ヶ月以内に撮影した縦4cm横3cmで無帽かつ正面上半身の背景無いもの）を添付し、<u>本会に提出しなければならない。</u> <u>本会は、会員から提出があったときは、届出書1部と写真1葉を15日以内に支部長へ送付するものとする。</u> 2. (略) 3. (略) 4. 会員は、補助者が退職し、又は補助者を解職したときは、その理由を明記した<u>届出書2部</u>（第3号様式）を15日以内に、<u>本会に提出しなければならない。</u> <u>本会は、会員から提出があったときは、届出書1部を15日以内に支部長に送付するものとする。</u> 5. 会員は、補助者の使用形態、氏名、住所に変更を生じたときは、<u>届出書2部</u>（第4号様式）を速やかに本会に提出しなければならない。 ただし、補助者証の記載事項に変更を要する場合には、写真1葉を添付しなければならない。 <u>本会は、会員から提出があったときは、届出書1部を15日以内に支部長に送付するものとする。</u> 6. (略) 附 則 (施行期日) <u>この規則の第3条第1項、第4項、第5項及びその様式の改正は、令和2年12月1日から施行する。</u>	(補助者の届出) 第3条 会員は、補助者を置こうとするときは、<u>届出書</u>（第1号様式）に写真2葉（提出前3ヶ月以内に撮影した縦4cm横3cmで無帽かつ正面上半身の背景無いもの）を添付し、<u>支部を経由して本会に提出しなければならない。</u> 2. (同左) 3. (同左) 4. 会員は、補助者が退職し、又は補助者を解職したときは、その理由を明記した<u>届出書</u>（第3号様式）を15日以内に<u>支部を経由して本会に提出しなければならない。</u> 5. 会員は、補助者の使用形態、氏名、住所に変更を生じたときは、<u>届出書</u>（第4号様式）をすみやかに支部を経由して本会に提出しなければならない。 ただし、補助者証の記載事項に変更を要する場合には、写真1葉を添付しなければならない。 6. (同左)

補助者規則
(第1号様式)

第1号様式

土地家屋調査士・土地家屋調査士法人
補助者使用届（兼補助者名簿）

年 月 日

大阪土地家屋調査士会長 殿

写真

所属支部 _____支部 登録番号 大阪第 _____号
法人登録番号 _____号
事務所所在地
〒 _____
土地家屋調査士名・土地家屋調査士法人名（社員名併記）

職印
（法人）

土地家屋調査士及び司法書士として登録していない下記の者を補助者として使用
いたしましたので、大阪土地家屋調査士会補助者規則第3条第1項によりお届けいたします。

記

氏 名	性 別		男 ・ 女
住 所			
生 年 月 日	使用開始年月日		
補助者数	既届出済 名	新規届 名	合計 名
使用形態 （1～3に○を つけること）	1. 単独 2. 共同事務所の共同使用 （右空欄①へ記入すること） 3. その他の共同使用 （右空欄②へ記入すること）	①共同使用調査士の登録会・登録番号・氏名 ②必要とする理由・使用方法・監督方法等	
大阪土地家屋 調査士会 受付欄	年 月 日 補助者番号 — 号	共同使用確認	年 月 日 承認 ・ 却下

※届出書2部（本会1部、支部長1部）
※写真2葉（4.0 cm×3.0 cm）を添付（届出書に貼付）

(第4号様式)

第4号様式

土地家屋調査士・土地家屋調査士法人
補助者変更届

年 月 日

大阪土地家屋調査士会長 殿

所属支部 _____支部 登録番号 大阪第 _____号
法人登録番号 _____号
事務所所在地
〒 _____
土地家屋調査士名・土地家屋調査士法人名（社員名併記）

職印
（法人）

私は、補助者として使用している _____ について、下記
事項を変更したので、大阪土地家屋調査士会補助者規則第3条第5項
により、お届けいたします。

記

使用形態	1. 単 独	1. 単 独
	2. 共同事務所の共同使用から （下記①へ記入）	2. 共同事務所の共同使用へ変更。 （下記①へ記入）
	3. その他の共同使用 （下記②へ記入）	3. その他の共同使用 （下記②へ記入）
	①共同使用調査士の登録会・ 登録番号・氏名	②必要とする理由・使用方法・監督方法等
氏 名	旧	新
住 所	旧	新
大阪土地家屋 調査士会 受付欄	年 月 日 補助者番号 — 号	共同使用確認 承認 ・ 却下

※氏名変更の場合は、写真1葉（4.0 cm×3.0 cm）を添えて提出のこと。
※届出書2部（本会1部、支部長1部）

(第3号様式)

第3号様式

土地家屋調査士・土地家屋調査士法人
補助者解職・退職届

年 月 日

大阪土地家屋調査士会長 殿

所属支部 _____支部 登録番号 大阪第 _____号
法人登録番号 _____号
事務所所在地
〒 _____
土地家屋調査士名・土地家屋調査士法人名（社員名併記）

職印
（法人）

年 月 日下記の通り 解 職 いたしましたので、
退 職

大阪土地家屋調査士会補助者規則第3条第4項により、お届けいたします。

記

氏 名			
住 所			
生 年 月 日			
退職理由	1. 自己都合 2. その他（ ）		
大阪土地家屋 調査士会 受付欄	年 月 日 補助者番号 — 号	補助者証返却	有 ・ 無

* 誓 約 書

補助者証を返却できないため、私が今後一切の責任を負います。

年 月 日 土地家屋調査士
土地家屋調査士法人
（社員名併記）

職印
（法人）

※届出書2部（本会1部、支部長1部）

大阪土地家屋調査士政治連盟だより

原稿執筆現在において、コロナ禍の第三波が拡大しそうな気配です。

医療機関の内でも、歯科医は新型コロナの感染の危険が高いと思われますが、実際にはクラスターが発生した事例はありません。これは予防・消毒を徹底しているからと聞きました。

新しい生活様式（①ソーシャルディスタンス ②マスク着用 ③手洗い）に則り感染防止に留意して、会員の皆様に平穏な日々が戻るよう願っています。

政治資金パーティーは相変わらず延期が多いのですが、感染対策に配慮した形で少しずつ開かれるようにはなってきています。

さて、昨年8月以降の主だった行事についてご紹介します。

8月25日、立憲民主党「政策・要望意見交換会」が、マイドームおおさかにて行われました。テーマは

①土地家屋調査士制度について

（向井彰一副会長）

②土地家屋調査士法の改正と主な業務

（竹本貞夫本会副会長）

③新型コロナウイルス対策について

（松本充司幹事長）

立憲民主党は同党大阪府連所属国会議員及び役員が参加しました。



9月11日、公明党「政策要望懇談会」が、関西公明会館にて行われました。

①土地家屋調査士の使命

（松本充司幹事長）

②狹隘道路〔建築基準法第42条2項道路（みなし道路）〕の整備について

（加藤幸男名誉会長）

公明党は同党国会議員、大阪府議会議員、大阪市区議会議員、堺市議会議員の代表が参加しました。

また、10月6日には自由民主党とかしきなおみ衆議院議員が調査士会館に来館され、調査士制度等につき意見交換をしています。本会から中林邦友会長、竹本貞夫副会長、山脇優子総務部長が、当政治連盟から正副会長、幹事長、神寶敏夫全調政連副会長が出席しました。

最後に、いわゆる大阪都構想（大阪市廃止・特別区設置）の住民投票が11月1日に行われ、結果はみなさんご存じのとおりとなりましたが、自民党大阪府連の要請により10月24日、マイドームおおさかでの住民説明会に、常任役員が5名出席していたことを報告させていただきます。

（広報担当副会長・向井彰一）

大阪青年土地家屋調査士会だより

一度収まりをみせた新型コロナウイルスですが、やはりというべきか完全収束にはまだまだ時間がかかるようで、以前のように自由な活動が出来る状態にはなかなか戻れそうにありません。

大阪青年土地家屋調査士会も、なんとか定時総会を行ったものの、その後は、感染対策の上、少人数での役員会を行うのみとなっております。

研修事業、厚生事業は感染状況をみでの判断としておりますが、現時点では見通しはたっておりません。

司法書士会、税理士会との「三青会」も、基本的には本年度の事業は見合わせる方向との方針となりました。

来年度は、コロナウイルスも収まり、活動できるようになることを願い、現在進めています組織改革の方をまとめていく方針です。

《新入会員募集》

我々は新入会員を随時募集しております。

正会員としての入会参加資格は**年齢50歳以下または登録10年未満の大阪会会員**であることです。

活動の主旨は「土地家屋調査士制度の維持発展と会員の社会的・経済的地位の向上に寄与すること」であり、そのために必要な知識および技術の向上、職域および業務の拡大、ならびに友好団体との親睦および意見交流等の事業を行います。

会費は年額6,000円ですが、登録3年未満の会員は登録から12カ月間、会費免除となっております。

なお**現在、期間限定で年会費は無料となっております。**ぜひ仲間となりともに活動していける会員になっていただきたいと思います。

賛助会員としてのご入会は年齢、登録年数に関係なくどなたでもご入会いただけます。私たちの活動にご賛同いただける先輩先生方のご入会をお待ちしております(賛助会員も会費は同額です)。

入会ご希望の方は下記HPの入会案内フォームに必要な事項を記入して送信してください。

大阪青年土地家屋調査士会 HP アドレス :

<http://oskseicyou.hotcom-land.com/wordpress/>



光波距離計・GPS測量機・自動追尾トータルステーション
電子トランシット・自動レベル・福井コンピュータ(株)・アイサン
テクノロジー(株)・スチール製品・公害測定機・土質試験機

測量機器販売・修理・レンタル

① 阪奈測機(株)

〒575-0054 大阪府四條畷市中新町12-13号
(法務局北側)

TEL 072-877-7609

FAX 072-877-2885

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより

One For All, All For One (一人はみんなのために みんなは一人のために)

第36回定時社員総会を開催

令和2年9月18日(金)大阪土地家屋調査士会館において第36回定時社員総会を開催し、すべての議案が原案通り可決承認されました。

本年は新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、規模を大幅に縮小し、来賓の方々のご招待も見合わせるようになりました。

したがって今年度の定時総会は懇親会もなく議案書に基づいた議案審議のみとなりました。

新型コロナ対策では当協会でも例外なく大きな影響を受けました。

4月より理事会及び常任理事会は感染拡大防止対策として、Zoomによるリモート会議を実施してまいりました。

また恒例の官公署並びに一般府民を対象とした講演会も中止を余儀なくされました。

次年度はコロナ禍の収束を祈念し、事業計画を予定とおり実施できるように準備を整えようと決意して散会となりました。

尚、当協会の事業計画においても、社員の拡大になお一層取り組むことを取り上げております。公共嘱託事業に興味のある方は是非とも協会事務局へお問い合わせください。心よりお待ちしております。

＊当協会では、社員を募集しています。協会に関心のある方は、気軽にお声掛けください。



あなたの
挑戦のそばに
三井住友海上は
いつもいます。



立ちどまらない保険。
MS&AD
三井住友海上
www.ms-ins.com



MS&AD インシュアランスグループはサッカー日本代表を応援しています。 ©2016 adidas Japan K.K. adidas, the 3-Bars logo and the 3-Stripes mark are trademarks of the adidas Group.

会 員 異 動 (R2・12・1 現在)

入 会 者 (1名)				
氏 名	登録番号	支 部	入 会 年 月 日	事務所所在地・電話・FAX 番号
松 尾 弘 文	3387	中河内	2・11・10	〒581-0085 八尾市安中町2-1-56 ☎072-900-2648 (FAX)072-992-0114

事 務 所 変 更 (5名)					
氏 名	登録番号	旧支部	新支部	届 出 年 月 日	新事務所所在地・電話・FAX
福 西 日出夫	1331	中央	中央	2・10・1	〒556-0014 大阪市浪速区大国1-5-4-302 ☎06-6641-6884 (FAX)06-6641-6884
福 富 悟	1830	北	北摂	2・10・21	〒569-1029 高槻市安岡寺町五丁目13番19号 ☎072-668-6873 (FAX)072-668-6805
古 谷 崇	3362	大阪城	大阪城	2・11・2	〒541-0052 大阪市中央区安土町二丁目5番5号 本町明大ビル705号室 ☎06-6266-6706 (FAX)06-6484-6796
白 石 裕 美	3122	中央	堺	2・11・13	〒599-8233 堺市中区大野芝町96番地1-909号 ☎072-288-7410 (FAX)072-288-7410
坂 東 末 紀	2421	中央	堺	2・11・13	〒599-8233 堺市中区大野芝町96番地1-909号 ☎072-288-7410 (FAX)072-288-7410

退 会 者 など (資格取消・喪失者を含む) (9名)				
氏 名	登録番号	支 部	届 出 年 月 日	退 会 理 由
楠 木 進	2544	堺	2・9・19	死 亡
菊 地 孝 志	3223	中央	2・9・24	死 亡
飯 野 修 芳	1108	中央	2・9・29	業 務 廃 止
先 久 隆 三	2660	北摂	2・9・29	業 務 廃 止
合 田 慶 三	3276	中河内	2・10・7	業 務 廃 止
山 根 光 弘	3305	北	2・11・1	京 都 会 へ
本 多 宏 和	2533	中河内	2・11・20	業 務 廃 止
矢 口 正 樹	3224	中河内	2・11・30	業 務 廃 止
金 子 正 俊	2602	大阪城	2・11・30	東 京 会 へ

法 人 事 務 所 会 員 関 係

新 規 登 録 事 務 所 (1 法 人)			
名 称	支 部	社 員 ・ 会 員 登 録 番 号	事 務 所 所 在 地 ㊤主たる事務所 ㊦従たる事務所 (電話番号・FAX番号)
土地家屋調査士法人 ASUKA	大阪城	辰巳 好数 2 5 2 0 谷淵 大輔 3 3 5 2	㊦ 〒541-0053 大阪市中央区本町一丁目7番1号 ☎06-6266-3766 ㊦06-6266-3785

登 録 事 務 所 変 更 (3 法 人)		
名 称	支 部	新 事 務 所 所 在 地 ㊤主たる事務所 ㊦従たる事務所 (電話番号・FAX番号)
土地家屋調査士法人 東西合同事務所	大阪城	㊦ 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号 ☎06-6224-0232 ㊦06-6224-0233
土地家屋調査士法人 ASUKA	北摂	㊤ 〒562-0035 箕面市船場東一丁目4番3-403号 ☎080-1525-2302
SAKURA 土地家屋調査士法人	大阪城	㊦ 〒541-0052 大阪市中央区安土町二丁目5番5号 ☎06-6266-6706 ㊦06-6484-6796

法 人 の 退 会 (2 法 人)	
名 称	支 部
登記安心プロネット 土地家屋調査士法人	北
土地家屋調査士法人 MKS登記事務所	中河内

第10回常任理事会

令和2年9月2日(水)午後4時から本会4階会議室で第10回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、電磁的会議規則についてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

個 別 報 告

- ① 濡標ネットドメインの更新について
- ② 苦情案件に対する会長指導について

審 議 事 項

- ① 各種行事の出席者の確認について
- ② 民事調停委員候補者推薦規程について
- ③ 令和3年4月1日付け任命予定の民事調停委員候補者の推薦について
- ④ 濡標ネットで利用しているサーバーにSSL証明書を取得、設置することについて
- ⑤ サイボウズofficeライセンス更新について
- ⑥ 地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅看板広告の継続掲出について
- ⑦ 第2回理事会について

協 議 事 項

- ① 事務局PC関連Windows10一元化について
- ② 死亡会員の業務処理について
- ③ 年計報告書未提出者(3年間)について
- ④ 高齢会員に対する会費減額措置について
- ⑤ 会則違反者への対応について(会員証未交換者・補助者退職届等未提出者・会員証更新写真未提出者)
- ⑥ ZoomMeeting & Webinarの導入について
- ⑦ 電磁的会議規則について
- ⑧ 大阪大学寄付講座向け講義WEB配信用機材の購入について
- ⑨ 大阪大学寄付講座向け講義WEB配信用機材の3階会議室への常設について

第11回常任理事会

令和2年9月16日(水)午後3時から本会4階会議室で第11回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第2回理事会についてなど次の各事項が審議された。

<出席者・敬称略>中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

個 別 報 告

- ① 大阪自由業団体連絡協議会会員交流事業実施の見合わせについて

審 議 事 項

- ① 各種行事の出席者の確認について
- ② 第2回理事会について

第12回常任理事会

令和2年10月7日(水)午後4時から本会4階会議室で第12回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、会費減免規程の改正についてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

個 別 報 告

- ① 窓ガラス・網戸の清掃について
- ② 令和3年年賀状のデザインについて

審 議 事 項

- ① 各種行事の出席者の確認について
- ② 高齢会員に対する会費減額措置更新申出について

協 議 事 項

- ① 会館のNET通信環境改善について
- ② 会費減免規程の改正について
- ③ 日調連「土地家屋調査士制度制定70周年記念誌」への寄稿について
- ④ 電磁的会議参加者への会議準備費支給について

第13回常任理事会

令和2年11月5日(木)午後4時から本会4階会議室で第13回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、団体交渉についてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢

審議事項

- ①各種行事の出席者の確認について
- ②補助者規則の改正について
- ③会費減免規程の改正について
- ④電磁的会議規則の変更及び電磁的会議準備費運用規程の新設について
- ⑤第3回理事会について

協議事項

- ①協同組合への会員情報開示について
- ②会則改正と倫理規程改正について
- ③団体交渉について

第14回常任理事会

令和2年11月18日(水)午後3時から本会3階役員室で第14回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、固定資産税納税通知書の同封広告についてなど次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

審議事項

- ①各種行事の出席者の確認について
- ②第3回理事会について

協議事項

- ①固定資産税納税通知書の同封広告について

第1回理事会

令和2年7月1日(水)午後4時から本会4階会議室で第1回理事会が開催され、会長の挨拶に続き、各部長、支部長会議議長、各種委員会などからの報告・連絡事項があり、次の各事項が審議・協議された。

審議事項

- ①第1号議案 令和2年度事業計画実施細目について

[結果] 全会一致で承認された。

- ②第2号議案 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について

[提案理由] 新型コロナウイルス感染予防のため、本年11月に予定していた市民参加型シンポジウムは中止とせざるを得ない。また、今年度の総会と同時開催を予定していた式典、祝賀会も中止した。その他、予定していた周年事業の遂行が困難となったため、70周年記念事業を見直し、各部の通常事業の中で70周年記念事業に関連付けできることがあれば行っていくことについての審議を提案する。

[結果] 全会一致で承認された。

- ③第3号議案 制度対策委員会の設置について
- [提案理由] 会則第56条(その他の委員会)に基づき、制度対策委員会を設置することについての審議を提案する。

[結果] 全会一致で承認された。

- ④第4号議案 制度対策委員会委員の選任について
- [提案理由] 前議案で設置を提案した制度対策委員会の委員について、(特別)委員会規則第2条(委員の選任)に基づき、別紙の会員を委員に委嘱することについての審議を提案する。

[結果] 全会一致で承認された。

- ⑤第5号議案 令和2年度の役員報酬について
- [提案理由] 会務運営規則(役員報酬)第4条の2第3項に基づき令和2年度の各役員の報酬額について審議を提案する。

[結果] 全会一致で承認された。

協 議 事 項

- ①第1号議案 就業規則の改正について
[提案理由] 事務局職員から週休2日制の導入の要望があるため協議を提案する。
[結果] 協議事項から審議事項（第6号議案）とすることが全会一致で承認された後、総務部からの提案のとおりで職員就業規則第12条第1項第2号の改正が全会一致で承認された。
- ②第2号議案 寝屋川市空き家流通推進プラットフォームへの参画について
[提案理由] 寝屋川市が、空き家流通推進策としてプラットフォームの設立を行うこととなり、土地家屋調査士会にも構成団体としての参画を求められていることについて対応の協議を提案する。
[結果] 協議事項から審議事項（第7号議案）とすることが全会一致で承認された後、社会事業部からの提案のとおりで寝屋川市の空き家流通推進に関する連携協定書の締結、寝屋川空き家流通推進プラットフォームに関する協定書の締結が全会一致で承認された。

この後、監事からの意見等があり、閉会した。

第2回理事会

令和2年9月16日(水)午後4時から本会4階会議室で第2回理事会が開催され、会長の挨拶に続き、各部長、支部長会議議長、各種委員会などからの報告・連絡事項があり、次の各事項が審議・協議された。

審 議 事 項

- ①第1号議案 民事調停委員候補者推薦規程の制定について
[提案理由] 裁判所からの依頼により民事調停委員候補者を推薦する際の規程を制定し、本日から施行することについての審議を提案する。
[結果] 全会一致で承認された。

- ②第2号議案 令和3年4月1日付け任命予定の民事調停委員候補者の推薦について
[提案理由] 大阪地方裁判所長から令和3年3月31日で任期が終了する茨木簡易裁判所所属（1人）、堺簡易裁判所所属（1人）の民事調停委員の次期候補者の推薦依頼があったものの内、茨木簡易裁判所所属の1名について、北摂支部の辻田智博会員を新任候補者として推薦することについて提案する。
[結果] 全会一致で承認された。
- ③第3号議案 サイボウズOfficeライセンス更新について
[提案理由] 標記ライセンスが更新時期にあるため、一般会計予算の事業費—運営費—滞標ネット運営委員会から別添の見積額¥940,500円（税込）を支出し、ライセンス更新（3年分:2021年4月1日～2024年3月31日）することを提案する。
[結果] 全会一致で承認された。
- ④第4号議案 地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅看板広告の継続掲出について
[提案理由] 地下鉄谷町四丁目駅ホームに設置する当会の看板広告について、引き続き令和3年1月26日から令和4年1月25日まで掲出するため、広告料金827,200円（税込）を事業費—広報活動費—対外PR費から支出することを提案する。
[結果] 全会一致で承認された。

協 議 事 項

- ①第1号議案 事務局PC関連のWindows10一元化について
[提案理由] 事務局が事務処理で利用している会員管理システム、PCA会計などのWindows10対応作業、それに伴うネットワーク環境の整備作業が必要である。ついては（株）ミウラに同作業一式を発注することについての協議を提案する。
[結果] 協議後、協議事項から審議事項（第5号議案）とすることが全会一致での承認を得て、あらためて総務部

- から試算額の¥2,800,000円（税込）を上限として事務局PC関連のWindows10一元化の作業を（株）ミウラに発注することが提案され、全会一致で承認された。
- ②第2号議案 ZoomMeeting & Webinarの導入について
- [提案理由] 今年度の会員研修会を開催するにあたり新型コロナウイルスの状況を考えると例年通り会場に集まって行うことは難しいため、会員が事務所等で研修の受講がおこなえるシステム（Zoom）を予備費から支出し導入することについての協議を提案する。
- [結果] 協議後、協議事項から審議事項（第6号議案）とすることが全会一致での承認を得て、あらためて業務研修部から一般会計の予備費から¥880,000円（税込）を支出し、（株）ブイキューブからZoomMeeting & Webinarを導入することが提案され、全会一致で承認された。
- ③第3号議案 電磁的会議規則について
- [提案理由] 新型コロナウイルス禍の中、各部・各委員会からZoomなどを利用した電磁的会議の開催の要望が多いため、Zoomなどを利用した電磁的会議の位置付けを明確にすることを目的とした標記規則を新たに制定することについて協議を提案する。
- [結果] 協議後、協議事項から審議事項（第7号議案）とすることが全会一致での承認を得て、あらためて総務部から、電磁的会議規則の制定、本日（令和2年9月16日）からの施行が提案され、全会一致で承認された。
- この後、監事からの意見等があり、閉会した。

業 務 日 誌

◇ 9 月 ◇

- 1日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）西田（修）相談員
- 2日・常任理事会（会館）
・非調査士活動実態調査（法務局東大阪支局）杉本・石田・綿谷・小川各非調査士活動排除委員
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）内山相談員
- 3日・制度対策委員会（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山口（典）相談員
- 4日・資料地図登録作業（会館）佐々木・坂田各資料センター運営委員
・会長指導（会館）中林会長、芳多副会長、山脇総務部長
- 8日・PC打ち合わせ（会館）山脇部長、竹内・白井・塩田各総務部理事
・年次制研修（会館）濱口業務研修部長
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）安岐相談員
- 9日・財務部会（会館）
・財務部業務連絡会（会館）
・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）谷内田境界問題相談センターおおさか推進委員、田中（久）会員
・非調査士活動実態調査（法務局池田出張所）中川（繁）非調査士活動排除副委員長、中元・馬野各同委員
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）雨宮相談員
- 10日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）角相談員
- 11日・年次制研修（会館）濱口部長
・公明党政政策要望懇談会（公明党本部）中林会長、竹本副会長
- 12日・近プロ研修部会（新大阪丸ビル別館）中林会長、竹本副会長、濱口部長
・特別研修（考査）（新大阪丸ビル別館）竹本副会長、濱口部長
- 14日・年次制研修（会館）濱口部長
- 15日・会長指導（会館）中林会長、芳多副会長、山脇部長

- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）池原相談員
- 16日・常任理事会（会館）
 - ・理事会（会館）
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）佐野相談員
- 17日・年次制研修（会館）山本業務研修部理事
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）佐古相談員
- 18日・近プロ正副会長会議（会館）中林会長
 - ・産学交流学術研究委員会（Web）
- 23日・業務研修部会（会館）
 - ・大阪大学法科大学院寄付講座第1講（会館・Web）正井講師、中林会長、森脇部長、川口産学交流学術研究委員長、中島同副委員長、杉田・森留各同委員、山脇・西田・神前各講師
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）永野相談員
- 24日・社会事業部会（会館）
 - ・年次制研修（会館）森次業務研修部理事
 - ・大阪市マンション管理支援機構第4回常任委員会（大阪市立住まい情報センター）森脇部長、正井会員
 - ・民間総合調停センター臨時社員総会（大阪弁護士会）中林会長
 - ・民間総合調停センター支援連絡委員会（大阪弁護士会）
 - ・民間総合調停センター運営委員会（大阪弁護士会）
 - ・民間総合調停センター広報・研修部会（大阪弁護士会）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）竹本相談員
- 25日・年次制研修（会館）堀川業務研修部副部長
 - ・大阪法務局打ち合わせ（法務局本局民事行政部長室）中林会長、山脇部長
- 26日・年次制研修（会館）塚田業務研修部副部長
- 28日・兵庫会・千葉会との意見交換会／資料センター運営委員会（会館）
 - ・補助者研修会（会館）塚田副部長
- 29日・年次制研修（会館）彦坂業務研修部理事
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田（文）相談員
- 30日・総務部会（会館）
 - ・年次制研修（会館）森口業務研修部理事

- ・大阪大学法科大学院寄付講座第2講（Web）正井講師
- ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）坂田相談員

◇ 10 月 ◇

- 1日・制度対策委員会（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山脇相談員
- 2日・相談センターひょうごとの意見交換会（会館）西田（寛）境界問題相談センターおおさか推進委員長
 - ・地籍調査への参画についての意見交換（大阪府農政室整備課）森脇部長、内山社会事業部副部長、三谷・坂田各同部理事
- 6日・とかしき議員来訪（会館）中林会長、竹本副会長、山脇部長
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）森山相談員
- 7日・常任理事会（会館）
 - ・支部長会議（会館）
 - ・大阪大学法科大学院寄付講座第3講（会館）神前講師、川口委員長、正井・森留各委員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）今村相談員
- 8日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）瀧本相談員
- 9日・財務部会（会館）
 - ・綱紀委員会（班別・全体会議）（会館）
- 13日・社会事業部会（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）八幡相談員
- 14日・中間監査（会館）
 - ・産学交流学術研究委員会（会館）
 - ・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）中居境界問題相談センターおおさか推進委員、野邊（直）会員
 - ・大阪大学法科大学院寄付講座第4講（会館）神前講師、川口委員長、中島副委員長、正井・森留・杉田各委員
 - ・打ち合わせ（V-CUBE）（会館）濱口部長
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）塚田相談員
- 15日・大阪市マンション管理支援機構第5回常任委員会（大阪市立住まい情報センター）正井会員

- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）中山相談員
- 16日・非調査士活動対応について打ち合わせ（満村弁護士事務所）山脇部長、雨宮総務部副部長、竹内理事
- 20日・会長指導（会館）中林会長、芳多副会長、山脇部長
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）田中（久）相談員
 - ・オンライン申請研修会（Web）
- 21日・業務研修部会（会館）
 - ・大阪大学法科大学院寄付講座第5講（会館）安部講師、川口委員長、正井委員
 - ・協同組合部長会（会館）永野財務部理事
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）堀川相談員
- 22日・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
 - ・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）米山相談員
- 23日・総務部会（会館）
 - ・入会面談（会館）雨宮副部長、竹内理事
 - ・災害・空家等対策委員会（会館）
 - ・打ち合わせ（V-CUBE）（会館）濱口部長
 - ・打ち合わせ（文書取扱規程）（会館）山脇部長、雨宮副部長
- 26日・賠償損害補償制度紛争処理委員会（会館）
 - ・土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム（東京国際フォーラム）中林会長、久保副会長、森脇部長
- 27日・綱紀委員会（班別会議）（会館）
 - ・第1回全国会長会議（東京ドームホテル）中林会長
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）今西相談員
- 28日・制度対策委員会（会館）
 - ・表示登記実務研究会（会館）
 - ・筆界特定制度推進委員会（会館）
 - ・藤井寺市来会（会館）久保副会長、森脇部長
 - ・大阪大学法科大学院寄付講座第6講（会館）安部講師、川口委員長、正井委員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）森口相談員

- 29日・資料センター運営委員会（Web）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）藤田（重）相談員

◇ 11 月 ◇

- 2日・会員研修会打ち合わせ（会館）濱口部長、森次・山本各理事
- 4日・大阪大学法科大学院寄付講座第7講（会館）浅井講師、中島副委員長、正井委員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）富澤相談員
- 5日・注意勧告理事会（会館）
 - ・常任理事会（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田（直）相談員
- 10日・社会事業部会（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）阪口（太）相談員
- 11日・会員研修会打ち合わせ（会館）濱口部長、森次・山本各理事
 - ・大阪大学法科大学院寄付講座第8講（会館）浅井講師、川口委員長、正井委員
 - ・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）永野境界問題相談センターおおさか推進委員、森次会員
 - ・境界紛争解決センターぎふとの意見交換会（会館）芳多副会長、西田（寛）委員長、浅井境界問題相談センターおおさか推進副委員長、杉田・京谷各同委員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）森脇相談員
- 12日・財務部会（会館）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）高山（恒）相談員
- 13日・オンライン申請研修会（Web）
- 14日・地籍問題研究会第28回定例研究会（Web）坂田理事
- 16日・綱紀委員会（班別会議）（会館）
- 17日・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
 - ・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
 - ・土地家屋調査士が行う災害に係る住家の被害認定調査等への取組に関する打ち合わせ（電子会議）（会館）中林会長、山脇部長
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）西

- 田（修）相談員
- 18日・理事会（会館）
- ・常任理事会（会館）
 - ・入会面談（会館）雨宮副部長、塩田理事
 - ・大阪大学法科大学院寄付講座第9講（会館）中島講師、正井・森留各委員
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）彦坂相談員
- 19日・大阪市マンション管理支援機構第6回常任委員会（大阪市立住まい情報センター）森脇部長、正井会員
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山口（典）相談員
- 20日・大阪大学法科大学院寄付講座講師会議（会館・Web）
- ・八尾市基準点包括承認に関する打ち合わせ（八尾市役所）坂田理事
- 24日・資料センター運営委員会（Web）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）安岐相談員
- 25日・境界問題相談センターおおさかと民間総合調停センターとの連携等在り方の意見交換会（会館）中林会長、芳多副会長、山脇部長、西田（寛）委員長、浅井副委員長

- ・大阪大学法科大学院寄付講座第10講（会館）中島講師、川口委員長、正井委員
 - ・制度対策委員会（会館）
 - ・筆界特定制度推進委員会（Web）
 - ・労働組合団体交渉（会館）芳多副会長、山脇・河崎各部長
 - ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）森次相談員
- 26日・第1回会員研修会（会館）
- ・業務研修部会（会館）
 - ・民間総合調停センター運営委員会（大阪弁護士会）
 - ・民間総合調停センター広報・研修部会（大阪弁護士会）
 - ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）角相談員
- 27日・国民年金基金及び賠償責任保険の加入促進に関する説明会（会館）中林会長、河崎部長
- ・総務部会（会館・Web）
- 28日・新会員研修会（29日も、会館）



測量機械・ノンプリズムトータルステーション
測量 CAD システム・レーザー機器・複合機・土木試験機
セオドライト・レベル・光波距離計レンタル

各種機械販売及び修理

株式会社 大阪西部

〒540-0004 大阪市中央区玉造1丁目14番13号
TEL 大阪06 (6768) 3191 (代表)
FAX 大阪06 (6762) 9761



代表取締役 落合 孝行

E-mail: osakaseibu@ac.auone-net.jp
http://pat1.jp/osakaseibu

公嘱協会の動き

◇ 9 月 ◇

- 4日・第1回大阪市内区域会議（協会）
- 9日・近公連監査会（「Zoom」によるテレビ会議）
横山理事長、三好事務局長
- ・第2回近公連理事長会議（「Zoom」によるテレビ会議）横山理事長、三好事務局長
- 11日・入会希望者面接（協会）與倉総務部長、三好事務局長
- ・第2回常任理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 18日・第36回定時社員総会（調査士会館）

◇ 10 月 ◇

- 2日・近公連第33回通常総会（「Zoom」によるテレビ会議）横山理事長、舩原・笹本副理事長、三好事務局長
- 9日・第3回常任理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 20日・第2回理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 26日・土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム（東京）横山理事長
- 27日・全公連令和2年度報告会及び研修会（東京）横山理事長

◇ 11 月 ◇

- 5日・第1回2021講演会実行委員会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 6日・大阪広域水道企業団職員を対象とした研修会（東部水道事業所）講師：米山太一郎社員
- 10日・第4回常任理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 19日・勝山公認会計士による会計チェック（協会）西谷経理部長、三好事務局長、山内職員
- 20日・第3回理事会（「Zoom」によるテレビ会議）
・第1回指導研修部会（「Zoom」によるテレビ会議）
- 29日・大阪土地家屋調査士会新会員研修会（調査士会館）講師：與倉総務部長
- 30日・第3回近公連理事長会議（「Zoom」によるテレビ会議）横山理事長、三好事務局長

行事予定

◇ 1 月 ◇

- 6日(水)大阪大学法科大学院寄付講座第14講
- 7日(木)大阪工業大学寄付講座
- 12日(火)常任理事会
筆界特定制度推進委員会
- 13日(水)第7回制度対策委員会
大阪大学法科大学院寄付講座第15講
第2回全国会長会議(14日も)
- 20日(水)表示登記実務研究会
- 22日(金)常任理事会
理事会
- 29日(金)外部講師養成講座

◇ 2 月 ◇

- 25日(木)常任理事会

◇ 3 月 ◇

- 5日(金)常任理事会
名誉役員会
- 8日(月)政治連盟定時大会
- 17日(水)常任理事会
理事会
- 24日(水)表示登記実務研究会



編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしく願い致します。

昨年はコロナウイルスの世界的蔓延に見舞われ大変な年となりました。ウイルスによって多くの犠牲者が出ましたし、直接感染していなくとも、蔓延予防のための自粛要請などで客足が遠のき、たくさんの会社やお店が経済的にダメージを負いました。

私たち土地家屋調査士会も本会、支部ともにほとんどの行事を中止や規模縮小などのさまざまな形で変更を余儀なくされましたし、多くの会員の皆さんがなんらかの形で被害に遭われたと思います。

しかしながら、人類もやられっぱなしではありません。医療の分野では、新しい検査方法、ワクチン、治療薬の開発に力を注ぎ、他の企業もコロナ禍ありきの新しいビジネスが誕生しています。

私たち大阪土地家屋調査士会でも、困難を前にうつむかず前に進むべく、新しい試みにチャレンジしました。今回のコロナ禍のような緊急事態に対応すべく、集まって対面できなくとも協議できるインターネットを利用した電磁的会議システムを導入しましたし、それを使用した研修会を行いました。また、広報活動では対面を極力おさえて

広報活動できる、大阪会で初となるLINEスタンプのデザインコンペティションを行いました。全国から多数の応募をいただき、今年の春には最終的なスタンプが完成し、コンペ結果を発表できる予定です。

皆さんの事務所でも、消毒薬を置いたり、マスクを常に着用したり、郵送を増やしたりなどいろいろな改革があったかと思います。

国や地方自治体、企業、団体、個人に至るまで本当に我慢と努力を重ねた年だったと思います。

何事にも予想を超えるもの、個人の力ではどうしようもない事が発生することがあります。でも私たち大阪会は多くの会員が在籍し、同業者でありながらさまざまな経歴と経験を持っている方が集まっています。

情報を交換し、力を合わせることでこの困難な時代をチャンスに変えて乗り切っていけると信じております。

さて今号は一年の始まりの号です。新年挨拶では各関係者方のコロナに対する考えかたや、新しい法律に対するスタンスなど、今後を見据えた内容となっていますし、恒例の丑年生まれ会員の抱負の記事も掲載していますので、ぜひご一読ください。

(社会事業部広報担当副部長・今村健太郎)



訃 報



堺支部
楠木 進会員
令和2年9月19日ご逝去
(享年72歳)

▽平成9年8月20日入会



中央支部
菊地 孝志会員
令和2年9月24日ご逝去
(享年44歳)

▽平成26年6月20日入会



中央支部
石川 清秀会員
令和2年12月2日ご逝去
(享年83歳)

▽昭和44年1月30日入会

*謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます



おくやみ申し上げます

▽西谷 泰二氏（北摂支部 西谷 俊治・尊父、
令和2年9月18日没、85歳）

▽土肥 勇氏（北河内支部 土肥 伸之・尊父、
令和2年9月25日没）

▽石川 幸男氏（泉州支部 石川 貴之・尊父、
令和2年10月4日没、85歳）

▽辻林 喜吉氏（泉州支部 辻林 一郎・尊父、
令和2年11月28日没、96歳）

訃報の対応について

事務局職員が在館する場合

- ① 電話で職員の在館を確認した上で、従来通り会館にFAXで連絡する。
- ② これを受けた職員は、所定の範囲の役員等にFAXで連絡する。

支部別会員数(R2・12・1現在)

○内数字は法人会員数

支 部	会員数	増減	支 部	会員数	増減
北	156⑩	-2	北河内	79②	0
中央	131⑤	-4	北 摂	152③	0
大阪城	135⑮	-1	堺	152①	1
中河内	104⑩	-2	泉 州	76⑩	0
			合 計	985④	-8

法人会員数42法人 (-2)

※増減は前回R2年9月1日比

本会社会事業部員

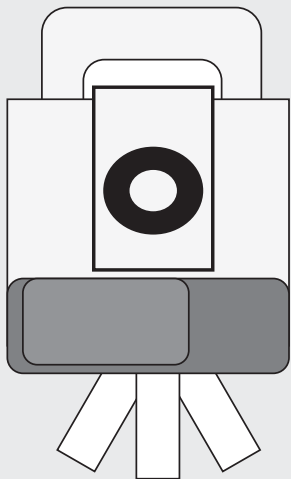
森 脇 英 明 内 山 善 雄
今 村 健太郎 三 谷 善 樹
森 留 禎 雄 富 澤 祐 二
坂 田 宏 志
(社会事業部担当副会長) 久 保 加奈子

支部社会事業（広報）担当責任者

北 奥田 祐次 中 央 阿部 孝信
大阪城 久保 尚之 中河内 森山 泰久
北河内 大津 拓馬 北 摂 吉田 孝信
堺 杉田 育香 泉 州 向井 常能
(事務局) 山口 知晃



- 発行所 大阪土地家屋調査士会
- 〒 540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
- 電 話 06(6942)3330 (代)
- FAX 06(6941)8070
- E-mail: otkc-3330@chosashi-osaka.jp
- ホームページ: <http://www.chosashi-osaka.jp>



測量機器総合保険 (動産総合保険)のご案内

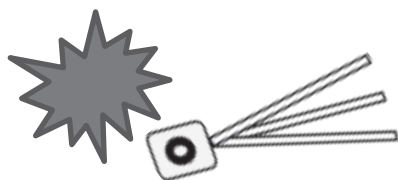
保険期間：2020年4月1日午後4時から1年間
(中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。)

この機会に是非 ご検討ください!



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットを下記までご請求願います。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 6 階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

豊富な書式66例収録！

時系列順に確認でき、通達・関係資料で根拠もわかりやすい！



マンション建替え、 敷地売却の実務と登記

マンション再生における「修繕・改修」「建替え」「敷地売却」の
選択、等価交換方式、建替え決議、売渡請求、権利変換手続、
関係権利者との調整、未賛同者（非賛同者）等への対応、借地権
マンションの建替え、供託手続

遠山昭雄・田中譲 著

2020年9月 A5判 388頁 本体4,200円＋税

- マンション再生について、フローチャートや図表で検討事項、選択肢、事業スケジュールを提示し、法的チェックポイント、登記手続を具体的に解説。
- 老朽化の判定、費用算定、改善効果、建替え決議の成立要件 関係権利者との調整などがわかる、マンション再生に関わるすべての実務家にとっての必読書。
- そのほか、資金調達問題、相続が発生している場合、区分所有者が行方不明の場合、権利変換期日後の明渡しに応じない場合の対処法についても言及。

実務に直結！ ～事例と書式で具体的に解説～



区分建物表示登記に関する事例と実務

敷地権・敷地利用権、専有・共用部分、相続・譲渡、市街地再開発事業による
権利変換、円滑化法による建替え、上申書、管理組合理約、合意規約

伊藤直樹 監修

遠山昭雄・橋立二作・今井廣夫 著

2019年12月刊 B5判 240頁 本体2,900円＋税

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦

令和2年7月10日新制度スタート！遺言が一気に身近に！
相談対応にも実務にも活用できる便利な一冊！



法務局に預けて安心！ 遺言書保管制度の 利用の仕方

好評重版！

碓井孝介 著 2020年7月刊 A5判 132頁 本体1,400円＋税

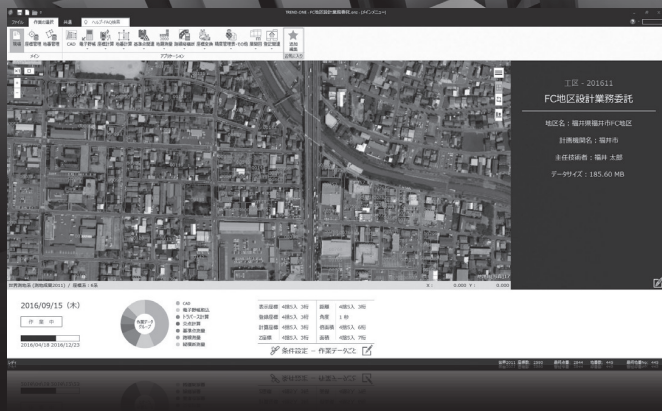


日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp

TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061(営業部) ツイッターID:@nihonkajo

3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへー

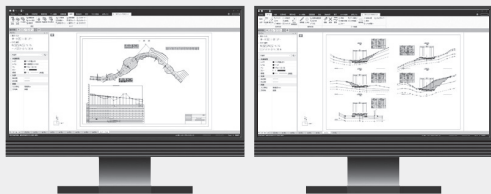


最強の64bitアプリケーション
「TREND-ONE」誕生!

TREND-ONE
測量CADシステム【トレンドワン】

マルチディスプレイ対応!

組み合わせ広がるマルチディスプレイ

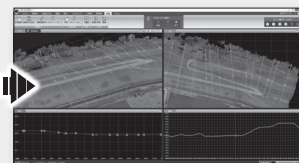
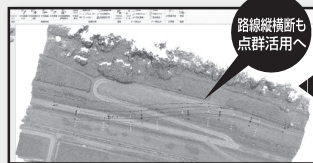


地番情報を表示しながら図面編集:測点表示で網確認:線形表示と縦横断:
CAD&CAD表示で一般図...比較確認など抜群の効率化を実現

点群活用! TREND-POINT連携!

TREND-ONE
測量CADシステム【トレンドワン】

TREND-POINT
3D点群処理システム【トレンドポイント】



3Dトレースや現況地形をもとに路線線形計画や概略設計

シンプル、メリハリ、見える“CAD”

集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



マウスの移動量約1/3 (自社比)・目線移動も少なく快適作業

オープンデータの活用

現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院【標準地図】・【写真】等やストリートビュー活用!

使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

コマンドブレイン

特許出願中

文字

シンボル

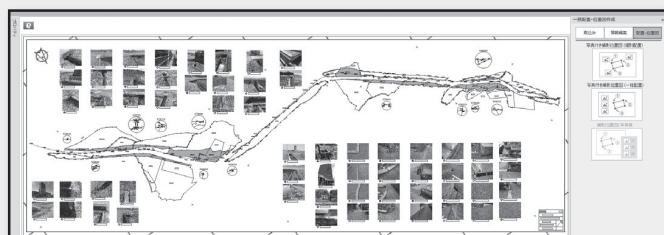
ラスタ写真
配置
一括配置
位置図作成

線入力

引出線

次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

ラスタ取扱い歴然の軽快感



大量枚数の写真・点群画像等々、巨大なデータも手軽に

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】



0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

検索

<http://const.fukuicompu.co.jp>

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・埼玉・千葉・東京・横浜・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

新 最短合格講座

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

毎月1日
開講!
入学随時!

選べる2タイプ

DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ



内堀 博夫

レクチャー 本学院専任講師

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面に関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。单元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績のもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえで、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用
教材

学習補助教材	最新版 土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
	テキスト 合格ノートⅠ 不動産登記法編〈総論、表題部所有者、土地〉	1冊
	テキスト 合格ノートⅡ 不動産登記法編〈建物、区分建物、申請書様式〉	1冊
択一式学習用教材	テキスト 合格ノートⅢ 改正民法	1冊
	テキスト 合格ノートⅣ 土地家屋調査士法編	1冊
	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
	測量・面積計算&図面作成〈第六版〉および調査士作図演習帳	各1冊
書式学習用教材	テキスト 書式攻略ノートⅠ 土地／答案用紙冊子〈練習問題用〉	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅡ 建物／答案用紙冊子〈練習問題用〉	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅢ 区分建物／答案用紙冊子〈練習問題用〉	各1冊
	新版 択一過去問マスターⅠ〈民法、土地家屋調査士、総論〉〈第六版〉	1冊
問題集	新版 択一過去問マスターⅡ〈土地、建物、区分建物〉〈第六版〉	1冊
	新版 書式過去問マスターⅠ〈土地〉〈第三版〉	1冊
	新版 書式過去問マスターⅡ〈建物、区分建物〉〈第三版〉	1冊
	問題編〈択一:5回/書式:3回の合計8回分を収録〉書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
提出課題	解説編〈各回別冊〉	8冊
実力確認テスト	本試験形式〈問題編・解説編〉	各1冊
解説講義	DVDまたはダウンロード(WMV)ファイル(約2時間30分/1巻)	全31巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、

特別減免学費で
お申込みできます。



学費
(10%税込)

土地家屋調査士
新・最短合格講座

基礎力養成編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力養成編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 193,600円
- 特別減免学費 145,200円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL

東京法経学院

★TEL. 03 (6228) 1453

★FAX. 03 (3266) 8018

★HP. <http://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカビル1階



資料請求



